

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施のうち

農林水産物・食品の輸出事業者等へのリスクマネー緊急対策【令和3年度補正予算額 5,000百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大に向け、輸出に取り組む農林漁業者・食品産業事業者や、農業の大幅な生産性向上に資するスマート農業技術の開発事業者、技術の導入を行う農業支援サービス事業者、経営改善に取り組む食品産業事業者等に対する円滑な資金供給を図る必要があります。このため、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）に基づき、大臣承認を受けた民間投資主体に対し、**日本政策金融公庫が出資による支援**を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出拡大（2兆円〔2025年度まで〕、5兆円〔2030年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

日本政策金融公庫への出資金

5,000百万円

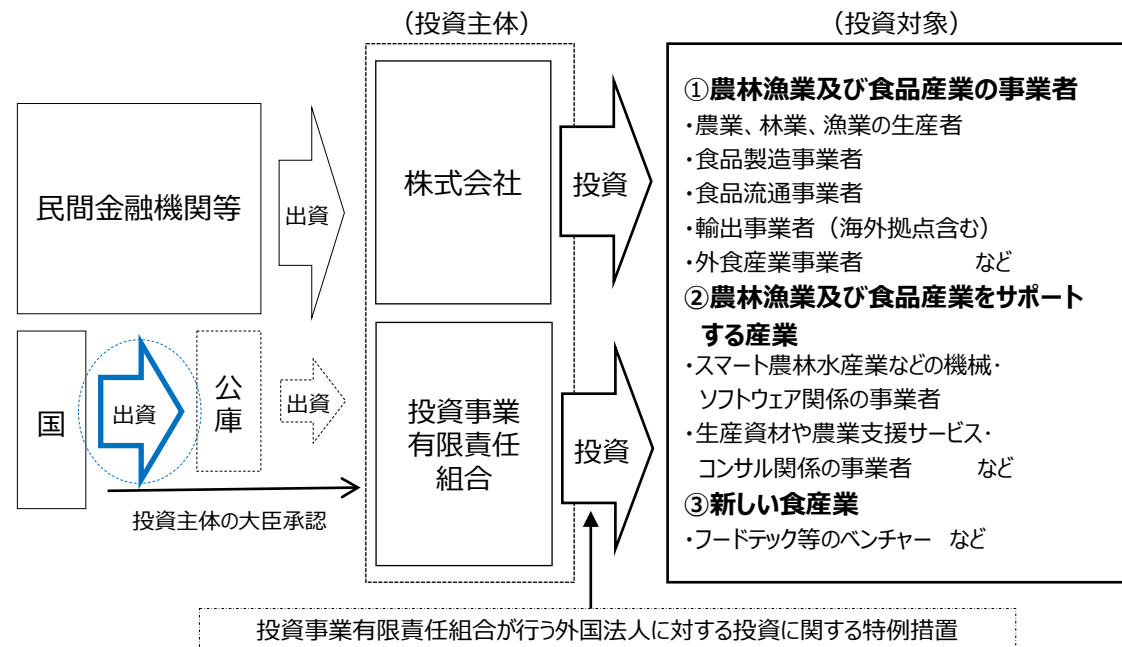
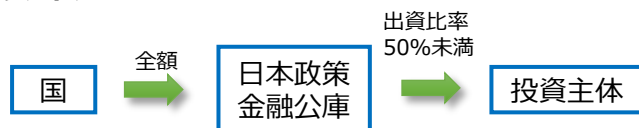
日本政策金融公庫は、農林漁業法人等に対する投資事業を行う民間投資主体（投資円滑化法に基づき、大臣承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合）に対して**出資**を行います。

日本政策金融公庫の出資を受ける民間投資主体は、**リスクを分散**して投資事業を営むことが可能です。

農林漁業法人等が投資を受けるメリット

- ・ 資金使途に制約がない（ただし農林漁業法人等の経営のために使う場合に限る）
- ・ 自己資本の増強に繋がる
- ・ 対外信用力の向上により融資が受けやすくなる

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出企画課

(03-3502-3408)

大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課 (03-6744-2076)